

次のとおり事後審査型一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和4年（2022年）11月30日

公益財団法人熊本県環境整備事業団 理事長 田嶋 徹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

一般事務用パソコンリース

(2) 業務に係る発注・契約、入札担当部署

公益財団法人熊本県環境整備事業団 事務局 管理課

郵便番号 861-0821

住 所 熊本県玉名郡南関町大字下坂下 4771-3

電話番号 0968-53-8500

(3) 業務の内容

別添「一般事務用パソコンリース仕様書」のとおり

(4) リース期間

令和5年（2023年）1月1日から

令和9年（2027年）12月31日まで（5年間）

(5) 履行場所

1(2)に記載の部署

(6) 入札方式

ア この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

イ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型一般競争入札であるので留意すること。

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (8) 本公告に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、有資格者としての営業種目第1分類が「リース・レンタル」、第2分類が「OA機器類」に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加申込及び参加資格確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加資格確認申請書（別記様式1）

イ 機能等証明書（別記様式6）

ウ 機能性能等に関する仕様（別記様式7）

※製品仕様書、カタログ等を添付すること。

- (2) 提出期間
公告の日から令和4年(2022年)12月14日(水)午後5時まで
- (3) 提出場所及び方法
1(2)の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。

4 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札日時
令和4年(2022年)12月15日(木)午前10時
 - イ 入札及び開札の場所
熊本県玉名郡南関町大字下坂下4771-3
公益財団法人熊本県環境整備事業団 管理棟 研修室
 - ウ 開札日時
アの入札の締切と同時に行う。
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、業務の名称、商号及び代表者名を記入した封筒に封入のうえ、入札日時に入札場所に持参すること。
なお、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、朱書し、中封筒に業務の名称及び入札日時を記載し、1(2)に記載の部署に令和4年(2022年)12月14日(水)午後5時までに到着するよう送付すること。再入札を想定する場合には、別の中封筒に「再入札書」と朱書し、再入札書を入れること。
 - イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。
 - ウ 入札書に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額についての訂正は認めない。
- (3) 入札の回数及び再入札の日時
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札候補者が決定しない場合は、直ちにその場で再入札を行う。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 無効の入札

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。

また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 記名押印を欠く入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

カ 2以上の意思表示をした入札

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(5) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

この場合において、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定める。

当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない、職員にくじを引かせるものとする。

(7) 落札者の決定方法

落札候補者について、参加資格確認申請書により資格確認を行い、資格があると認められた場合、落札者とする。

なお、当該落札候補者に資格があると認められなかった場合は、次に入札金額が低い者を落札候補者とし、同様に資格審査のうえ落札者を決定する。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

5 契約について

- (1) 契約書作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日を経過した日

- (3) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、国債若しくは県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

ア 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に当事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約をしようとする者が、過去2年の間に当事業団、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。

- (4) 契約保証金の納付のための書類を提出する場合は、次によること。

ア 提出書類
契約保証金納入書（別記様式3）

イ 納付又は提出期限
落札決定の日から起算して5日を経過した日とする。

ウ 提出場所
1(2)に記載のとおり。

- (5) 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

ア 提出書類
契約保証金免除申請書（別記様式5）

イ 添付書類
履行保証保険証券又は契約履行証明書、契約書の写し

ウ 提出期限

落札決定の日から起算して5日を経過した日とする。

エ 提出場所

1(2)に記載のとおり。

(6) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。